

令和元年第3回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 天内 慎也

副委員長 赤木 長義

1 開催日 令和元年9月11日（水曜日）

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第132号 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第133号 青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第134号 青森市急病センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第136号 訴えの提起について

○出席委員

委員長	天内慎也	委員	万徳なお子
副委員長	赤木長義	委員	山本治男
委員	奈良祥孝	委員	小豆畑 緑
委員	橋本尚美	委員	中村節雄
委員	蛭名和子		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	八戸 認	保健部次長	山口 朋子
福祉部長	舘山 新	保健部参事	加福 拓志
保健部長	浦田 浩美	市民病院事務局次長	加福 理美子
市民病院事務局長	岸田 耕司	福祉政策課長	白坂 孝志
環境部次長	川村 敬貴	市民病院事務局総務課長	船橋 正明
環境部参事	若佐谷 昭人	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	小山 隆	議事調査課主査	野宮 洋子
---------	------	---------	-------

○天内慎也委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案4件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第132号「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第132号「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料1をごらんください。

条例の制定理由につきましては、地方からの家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和に関する提案等を踏まえた見直し及び幼児教育・保育の無償化の実施のため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正概要につきましては、1の地方からの提案等を踏まえた見直しと2の幼児教育・保育の無償化の実施の大きく2つありますが、いずれも国の府令どおりの改正となっております。

まず、地方からの提案等を踏まえた見直しといたしましては、（1）ですけれども、小規模保育事業等の代替保育、卒園後の受け入れに係る連携施設について、定員19人以下のゼロ歳児から2歳児までを対象とした小規模保育事業等は、点線で囲んでいる部分に記載しております集団保育、代替保育、卒園後の受け入れについて連携施設を確保しなければならないとされており、現行は、その連携施設として、保育所、幼稚園または認定こども園に限られています。

改正後におきましては、代替保育については小規模保育事業A型事業者等を、卒園後の受け入れについては、企業主導型保育事業者等を連携協力者とすることで、連携施設の確保にかえることができることとするものであります。

（2）は、保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例といたしまして、定員20人以上のゼロ歳児から2歳児までを対象とした保育所型事業所内保育事業者は、現行では、保育所と同等規模であるため、集団保育及び代替保育に係る連携協力を求めることを要しないものであります。改正後は、保護者の希望等により満3歳以上の子どもの保育を行っている場合、

卒園後の受け入れも実施していることから、連携施設の確保をしないことができるとするものであります。

(3)は、経過措置期間の延長として、平成27年度からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度により、小規模保育事業等に求められている連携施設の確保に係る経過措置期間を、現行の5年間から10年間に5年延長しようとするものであります。

次に、幼児教育・保育の無償化の実施といたしましては、(1)の食事の提供に要する費用の取り扱いの変更として、現行は、保育を必要とする3歳以上の子どもに関する副食費は保育料の一部としていたことから、施設が保護者から支払いを受けることができない費用となっていました。食費の提供に要する費用が無償化の対象外とされたことに伴いまして、改正後は、副食費を施設が保護者から支払いを受けることができる費用とするものであります。

また、低所得者等につきましては、その負担軽減のため、副食費を免除するものであります。

資料の2ページをごらんください。

①は、満3歳以上の子どものうち、保護者の年収が約360万円未満相当世帯を規定するもので、アは幼稚園等を利用する子どもについて、イは保育所等を利用する子どもについて、それぞれ定めております。

なお、金額の違いについては、世帯で収入を得ている方が保護者の一方か、両方かの違いにより、個人ごとに算定される市町村民税額に差が生じることから、世帯収入は同程度であっても、市町村民税所得割合算額としては、異なることとなるためであります。

②は、満3歳以上の子どものうち、第3子以降の子どもを規定するもので、アは幼稚園等を利用する子どもについて、イは保育所等を利用する子どもについて、それぞれ定めております。

なお、子どもの数え方の違いにつきましては、幼稚園を利用する子どもは、3歳から9歳までの7年間、保育所等を利用する子どもは、ゼロ歳から6歳までの7年間と算定期間を合わせるための違いによるものであります。

(2)のその他といたしましては、子ども・子育て支援法における略称の変更や条項ずれ等に伴う改正を行うものであります。

また、関係条例の改正といたしまして、青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものであり、マイナンバーを活用し、副食費の免除対象者を判定するために地方税関係情報を利用できるよう、所要の改正をしようとするものであります。

施行期日といたしましては、地方からの提案等を踏まえた見直し関係の改正につきましては公布の日から施行し、幼児教育・保育の無償化の実施関係

の改正につきましては、本年10月1日から施行するものであります。

これらの改正の具体的な条文といたしましては、地方からの提案等を踏まえた見直しにつきましては資料2に、幼児教育・保育の無償化の実施については資料3に、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例については資料4に、それぞれ新旧対照表を記載しております。

資料2をごらんください。

2ページの第42条第2項から3ページの第5項までは、先ほどの地方からの提案を踏まえた見直しの(1)に当たります小規模保育事業等の代替保育、卒園後の受け入れに係る連携施設に関する規定となります。

同じく、3ページの下段、同条第7項及び第8項は、(2)の保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例に関する規定となります。

4ページの附則第5条は、(3)の経過措置期間の延長に関する規定となります。

このほか、改正に伴う用語の整理等を行っております。

続きまして、資料3をごらんください。

資料3は、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う改正であります。無償化の実施に伴い、これまでの保育所等の利用に係る子どものための教育・保育給付に加え、保護者の利用者負担に係る子育てのための施設等利用給付が創設され、給付の種類が2種類となったため、条例において使用している支給認定保護者や支給認定子どもといった用語を、教育・保育給付認定保護者や教育・保育給付認定子どもに改めるといった略語の変更や条項ずれの改正が多数を占めております。

そのため、先に概要で御説明いたしました(1)の食事の提供に要する費用の取り扱いの変更に関する部分を重点的に御説明し、略語の変更等の部分については、適宜、御参照いただきますようお願いいたします。

6ページをごらんください。

第13条第4項第3号について、改正前は、特定教育・保育施設等が支払いを受けることができるとする食事の提供に要する費用は、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とされておりましたが、改正後は、「次に掲げるものを除く。」とし、イにおいて、満3歳以上の子どものうち、市町村民税所得割合算額が(1)及び(2)に定める金額未満の世帯の副食の提供に要する費用を、ロにおいて、満3歳以上の子どものうち(1)及び(2)に定める子どものカウント方法を第3子以降となる子どもの副食の提供に要する費用を、7ページのハにおいて、満3歳未満の子どもに対する食事の提供に要する費用をそれぞれ定義しております。

資料4をごらんください。

無償化の実施に伴い、マイナンバーを活用し副食費の免除対象者を判定するため、別表中、子どものための教育・保育給付に子育てのための施設等利用給付を加えるものであります。

以上、議案第132号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 改正概要1の(1)の改正後のところに、企業主導型保育事業者という言葉が出てきました。前回の民生環境常任委員協議会で、既に6事業所あると聞いておりました。以前、日本共産党の村川議員が、地域枠についてお尋ねしたところ、その時点では企業主導型保育事業者の地域の子どもさんが入れる定数が42で、22名通っていると御答弁いただいたんですが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 ただ今の御質疑にお答えいたします。現在、企業主導型保育所が全部で6カ所あります。6カ所の定員が194名になっていて、そのうち、6月1日現在で入所されている方が167名となっております。地域枠の数ということでよろしいでしょうか。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 はい。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 済みません。地域枠の数、各事業所ごとのものを持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 6つの事業所に対して、公益財団法人児童育成協会のホームページを見ますと4つの事業所に文書で指摘がされていましたが、市は把握されているのでしょうか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 今のお尋ねですけれども、まず、企業主導型保育事業の認可外ということで我がほうとしても年1回指導に入っています。その際には、基準等はいわゆる施設基準は全てかなえているという状況になっておりました。委員からお話があった部分については、詳細については把握しておりません。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 年1回、指導に入っているということでしたが、地域の

お子さんも受け入れているという現状があるのですから、ぜひ、児童育成協会の指摘も見ていただいて、対応をお願いしたいと思います。それで、改正後の3行について、私の認識がちょっと間違っていたら教えていただきたいのですが、卒園後の受け入れは、かつての延長保育といったものですか。違いますか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 卒園後の受け入れというのは、基本的に小規模保育事業につきましても、ゼロ歳から2歳までを受け入れる施設となっております。2歳終了時点で、卒園という形となります。それ以降の受け入れ先ということの卒園後の受け入れという形になります。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** わかりました。それについては、企業主導型保育事業者から連携協力者とすることで、「連携施設の確保に代えることができる」という言葉は、応援をもらうなり行くという意味なんではないでしょうか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** これまで企業主導型保育事業者は、小規模保育事業を卒園して次の3歳以降の園に入るときには、幼稚園もしくは保育所というような連携施設でなければならなかったものが、今回の改正によって、企業主導型保育事業者でもよろしいというような形になったものです。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** それでは意見を申し述べます。ここの企業主導型保育事業者に関しては、基準が低いという懸念があることと、実際、問題が指摘されているところを鑑みて、企業主導型保育事業者については、私は反対です。それともう1点。2番目の副食費の提供に要する費用を保護者から支払いを受けることができるということに関しては、今までの保育料の中に、副食費が入っているという考え方を国は示していると聞きましたが、実際には年齢ごとに、副食費が違ってきたりして、それを保育士さんが色々努力をして、お子さんの自立に向けて保育しているので、副食費そのものも保育料の無償化の対象になるべきものと考えていますので、つまり食べる材料というだけではなくて、保育そのものであると考えておりますので、この条例の制定に対しては反対です。

以上です。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたしま

す。

議案第 132 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天内慎也委員長 起立多数であります。

よって、議案第 132 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 133 号「青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 議案第 133 号「青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料 1 をごらんください。

条例の制定理由につきましては、地方からの家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和に関する提案等を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正概要につきましては、(1) から (6) までの 6 項目となっており、いずれも国の省令どおりの改正となっております。

なお、(1)、(2)、(4) 及び (6) につきましては、今ほど御説明いたしました青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容と同じ内容となっておりますが、先ほど説明した条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育に関する給付を行うための基準を定めるものであるのに対し、本条例案は、児童福祉法に基づく事業の認可を行うための基準を定めるものであります。

(1) は、代替保育の連携施設について、保育所等のほか小規模保育事業 A 型事業者等を連携協力者とできることとするものであります。

(2) は、卒園後の受け入れの連携施設については、保育所等のほか企業主導型保育事業者等を連携協力者とできることとするものであります。

(3) は、居宅で保育の提供を行う家庭的保育事業の食事の外部搬入について、現行は連携施設や同一または関連法人が運営する小規模保育事業等や社会福祉施設、医療機関等からの搬入に限られておりましたが、改正後は保育所等からの受託実績があり、アレルギー対応等への配慮が可能な事業者からも搬入できることとするものであります。

2 ページをごらんください。

(4) は、保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例について、満 3 歳以上の保育の提供を行っている場合、連携施設を確保しないこと

ができることとするものであります。

(5)は、新制度開始後に認可された家庭的保育事業者の自園調理の経過措置について、現行は、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度開始後に認可された家庭的保育事業者については、自園調理による食事の提供が求められ、調理設備及び調理員の配置が必要となっておりますが、改正後は、定員5人以下のゼロ歳児から2歳児までを対象とする家庭的保育事業者については、調理設備の確保等が困難な現状を踏まえ、経過措置期間を10年間とするものであります。

(6)は、経過措置期間の延長として、家庭的保育事業等に求められる連携施設の確保に係る経過措置期間を5年間から10年間にするものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

これらの改正の具体的な条文といたしましては、資料2の新旧対照表をごらんください。

1ページの第7条第2項及び第3項は、先ほどの(1)の代替保育の連携施設に関する規定となります。

2ページの同条第4項及び第5項は、(2)の卒園後の受け入れの連携施設に関する規定となります。

3ページの第16条第1項及び第2項は、(3)の居宅で保育の提供を行う家庭的保育事業の食事の外部搬入に関する規定となります。

4ページの第51条第2項は、(4)の保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例に関する規定となります。

5ページの附則第4項は、(5)の新制度開始後に認可された家庭的保育事業者の自園調理の経過措置に関する規定となります。

6ページの附則第5項は、(6)の経過措置期間の延長に関する規定となります。

このほか、改正に伴う用語の整理等を行っております。

なお、国の省令に基づき一部改正するものであります。この改正により影響を受ける本市の家庭的保育事業等の認可状況といたしましては、小規模保育事業A型が6事業者、保育所型事業所内保育事業が1事業者となっております。家庭的保育事業として認可した事業者はありません。

以上、議案第133号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 簡潔に意見を申し上げます。議案第132号に出てきている企業主導型保育事業者についての意見と同様に、議案第133号についても

反対いたします。

○天内慎也委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 133 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天内慎也委員長 起立多数であります。

よって、議案第 133 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 134 号「青森市急病センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 議案第 134 号「青森市急病センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第 134 号関係資料 1 をごらんください。

まず初めに、制定理由につきましては、青森市急病センターの移転に伴う当該施設の位置の改定等、所要の改正をするため提案するものであります。

次に、改正内容につきましては、昭和 53 年 9 月に開設いたしました青森市急病センターが、令和元年 10 月以降、市役所第 3 庁舎 1 階へ移転いたしますことから、所在地である位置について、現住所である青森市中央一丁目 22 番 25 号から、移転先である青森市中央一丁目 22 番 5 号に改定するとともに、診療時間について、疾病の発生状況や災害による被害の状況等に応じて、必要なときに受け付け時間を変更できるよう改定するものであります。

お手元の議案第 134 号関係資料 2 につきましては、条文の改正に係る箇所の新旧対照表となっており、住所につきましては第 3 条に、そして、疾病の診療時間について、疾病の発生状況や災害による被害の状況等に応じて必要なときに受け付け時間を変更できる旨は、第 4 条第 2 項に規定しております。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日としており、令和元年 10 月中旬に第 3 庁舎へ移転及び診療開始をする予定です。

以上、議案第 134 号について御説明申し上げますが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 134 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 136 号「訴えの提起について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**館山新福祉部長** 議案第 136 号「訴えの提起について」御説明いたします。

資料をごらんください。

1 の相手方についてですけれども、株式会社心となります。

2 の事件名につきましては、不当利得返還請求事件となります。

3 の訴えの提起に係る事案の概要につきましては、相手方が運営いたします事業所に勤務する従業員が、ヘルパー 2 級資格証の偽造により資格を偽って勤務し、介護サービスを提供したことが判明したため、本来、介護給付費給付の要件である有資格者によって行われるべき介護サービスが行われなかったことから、相手方に対し、市が介護給付費等として支払った分について返還を求めたものであります。

相手方は、請求内容に誤りがあったとして、これまで 2 度にわたり一部の金額について返還したものの、その後返還していないことから、令和元年 5 月 24 日付で相手方に対し、介護給付費返還金等計 1460 万 7994 円を請求したものであります。

これに対し、相手方はこれまで市からの請求、督促及び催告に応じず、納付の意思が認められないことから、介護給付費等について、民法第 703 条に規定する不当利得に係る返還を求めるため、訴えの提起をするものであります。

次に、4 の事件に関する取り扱い及び参考の主な経過につきましては、記載のとおりとなります。

なお、この訴えの提起につきましては、返還請求額が 300 万円以上であり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を要するものであります。

以上、議案第 136 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**天内慎也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 136 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)